

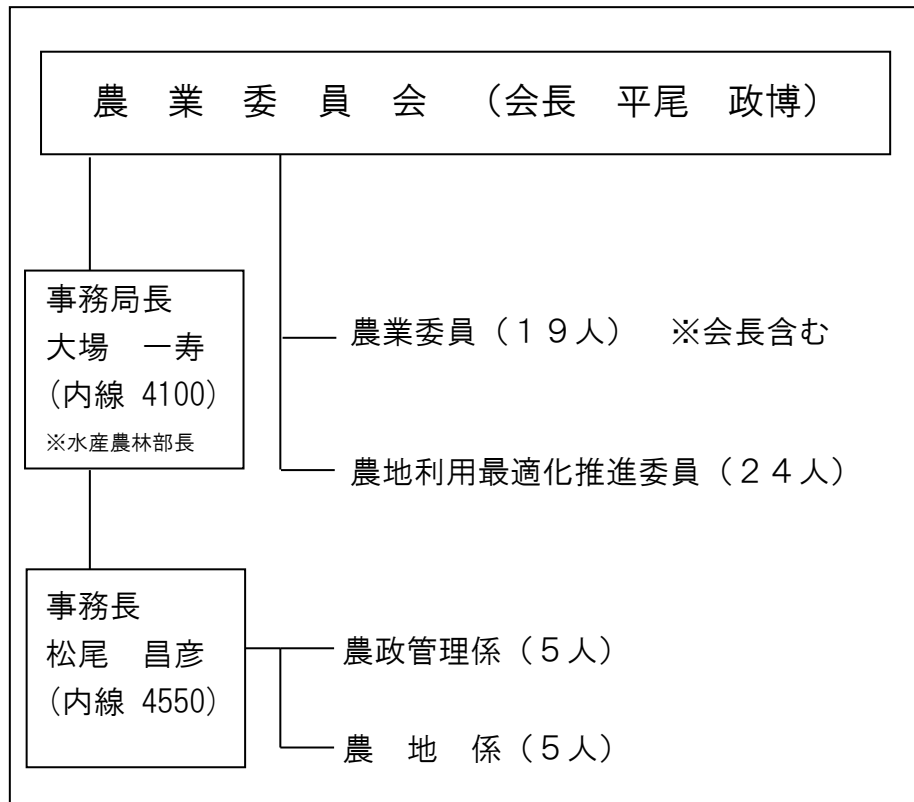
所 管 事 項 調 査

目 次	ページ
1 機構	2
2 構成	2
3 委員名簿	3 ～ 4
4 農業委員会の事務	5
5 農業委員会における審議事項	6 ～ 10
6 農地等の利用の最適化の推進	11 ～ 12

令和8年6月

農 業 委 員 会

1 機 構 (令和8年4月1日現在)



2 構 成 (令和8年4月1日現在)

(1) 農業委員会の委員構成

委員の区分	人 数		備 考
	定数	実数	
農 業 委 員	19人	19人	推薦・公募により候補者を求め、選定審査会による選定後、議会の同意を得て、市長が任命する。
農地利用最適化推進委員	24人	24人	推薦・公募により候補者を求め、農業委員会総会にて選定し、農業委員会が委嘱する。
計	43人	43人	

- ・農業委員は、現地調査等の際は居住地域（6地域）の区域を担当する。
- ・農地利用最適化推進委員は、地域内のそれぞれ担当する地区において活動する。
（旧長崎地域4名、東長崎地域4名、茂木地域4名、式見・三重・外海地域3名、琴海地域5名、三和・野母崎地域4名）

(2) 運営委員会の構成（7名）

構成区分	会 長 (1人)	会長職務 代理者 (1人)	会長及び会長職務代理者が 担当する区域以外の4地域 (4人)	中立委員 (※) (1人)
------	-------------	---------------------	--------------------------------------	---------------------

※中立委員とは、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者。

(3) 小委員会の構成

小委員会名称	構成委員数
遊休農地対策検討委員会	11人

3 委員名簿

○農業委員（19人）

任期：令和5年7月20日～令和8年7月19日

（令和8年4月1日現在）

	氏 名	居住地域	認定農業者	中立委員	備 考
1	井 川 義 英	式見・三重・外海地域			運営委員
2	池 田 憲 二	東長崎地域			運営委員
3	岩 永 一 也	式見・三重・外海地域			
4	岩 本 隆	旧長崎地域	○		
5	植 田 正 和	旧長崎地域			
6	尾 崎 正 孝	東長崎地域			
7	上 川 満 治	茂木地域	○		
8	柴 原 恵	三和・野母崎地域			運営委員
9	永岡 亜也子	中立委員		○	運営委員
10	野 中 麻 美	琴海地域	○		

	氏 名	居住地域	認定農業者	中立委員	
11	平 尾 政 博	琴海地域	○		会長・運営委員
12	増 田 茂	東長崎地域			
13	松 尾 隆 治	東長崎地域			
14	峰 忠 幸	茂木地域	○		
15	森 保 欣 也	三和・野母崎地域	○		
16	森 山 安 男	琴海地域	○		
17	柳 川 八百秀	旧長崎地域			運営委員
18	山口 眞佐栄	茂木地域	○		会長職務代理者・運営委員
19	山 崎 実 男	茂木地域	○		

○農地利用最適化推進委員（24人）

任期：令和5年7月28日～令和8年7月19日

（令和8年4月1日現在）

	氏 名	担当地域	備 考
1	いまむら ひで き 今 村 秀 喜	琴海地域	
2	うらかわ ひで とし 浦 川 英 敏	旧長崎地域	
3	かわそえ たか のり 川 添 孝 則	琴海地域	
4	かわひら ひさあき 河 平 久 明	茂木地域	
5	きど とし み 城 戸 利 美	東長崎地域	
6	くぼ ただし 久 保 正	琴海地域	
7	たなか みき お 田 中 幹 生	琴海地域	
8	つる た やす あき 鶴 田 安 明	式見・三重・外海地域	
9	なかむら かず あき 中 村 数 昭	旧長崎地域	
10	なかやま たつ や 中 山 辰 也	茂木地域	
11	のぐち ひろ と 野 口 弘 人	茂木地域	
12	のぐち ようたろう 野 口 洋 太 郎	東長崎地域	

	氏 名	担当地域	備 考
13	のもと ひで よ 野 本 英 世	式見・三重・外海地域	
14	はまぐち まさ ひろ 濱 口 雅 博	琴海地域	
15	ほん だ まさ ひろ 本 田 雅 博	東長崎地域	
16	まつ うら ゆき のぶ 松 浦 行 信	三和・野母崎地域	
17	まつ もと きた ゆき 松 本 貴 幸	三和・野母崎地域	
18	まつ もと まもる 松 本 守	東長崎地域	
19	み うら のぶ お 三 浦 信 男	三和・野母崎地域	
20	みやざき よし のり 宮 崎 好 徳	式見・三重・外海地域	
21	むら た み つ え 村 田 美 津 枝	茂木地域	
22	もり うち さと み 森 内 悟 己	旧長崎地域	
23	やま ぐち のり あき 山 口 憲 昭	三和・野母崎地域	
24	やました かず たか 山 下 和 孝	旧長崎地域	

4 農業委員会の事務

農業委員会とは、「農業委員会等に関する法律」（以下「法」という。）に基づいて市町村に設置が義務づけられている行政委員会である。

農業委員会は、議会の同意を得て市長が任命する農業委員と、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員で構成されている。

農業委員会の事務は、次の3つに大きく区分される。

（1） 必須事務（法第6条第1項、第2項）

農業委員による合議体の行政機関（行政委員会）として、法6条第1項には、農業委員会の専属的な権限として行う事務が定められており、農地の権利移動についての許可や農地転用案件への意見の具申などを中心とした農地行政の執行をはじめ、農地に関連する税制などの事務も含まれる。

これらの事務は、それぞれの地域の土地利用のあり方を踏まえた優良農地の確保とその有効利用を進める上で、特に重要となっている。

また、法第6条第2項では、「農地等の利用の最適化の推進」（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）が農業委員会の必須事務として位置付けられている。

（2） 任意事務（法第6条第3項）

農業委員会が専属的に所掌する事務ではないが、農業委員会が農業者の公的代表機関として地域農業の振興を図っていくための事務であり、農業者年金の加入推進や農業一般に関する調査活動、情報提供活動に関する事務などを行っている。

（3） 関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出（法第38条第1項）

農業委員会の主たる事務である「農地等の利用の最適化の推進に関する事務」をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を提出する義務が課されている。

5 農業委員会における審議事項

(1) 会 議

会 議	会 議 の 内 容
総 会	農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農地の権利移動や転用など農地法等の法令に関する事項や、農業委員会の意見を要する事項等について審議する。
運営委員会	総会の円滑な運営を図るため、総会の開催前に議案等を確認する。
小 委 員 会	必要に応じて小委員会を設置し、対象事項について調査・検討を行う。

※ 農地法第3・4・5条の事務取扱について

農地法 条 文	適 用 条 件	申 請 区 分		許可者	総会での 取り扱い
第3条	農地を売買・賃貸借等する場合	市内全域	許可申請	農業委員会	審 議
第4条	自分の農地を農地以外に転用する場合	市街化区域内	届 出	事務局長 専決処分	報 告
		市街化区域外	許可申請	県知事	審 議
第5条	農地を農地以外に転用する目的で、売買・ 賃貸借等する場合	市街化区域内	届 出	事務局長 専決処分	報 告
		市街化区域外	許可申請	県知事	審 議

(2) 総会における審議件数

ア 農地法第3条に係る許可申請件数

(農地を売買・賃貸借等する場合の許可申請)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数(件)	31	54	38
面積(㎡)	28,032	51,624	56,174

イ 農地法第3条に係る買受適格者証明願件数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数(件)	0	0	0

ウ 農地法第4条に係る許可申請件数

(市街化区域外の自分の農地を農地以外に転用する場合の許可申請)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数(件)	13	12	15
面積(㎡)	4,780	4,404	2,557

エ 農地法第5条に係る許可申請件数

(市街化区域外の農地を農地以外に転用する目的で、売買・賃貸借等する場合の許可申請)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数(件)	19	27	19
面積(㎡)	13,240	24,719	15,586

オ 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画作成件数
(農地の利用権設定の件数及び面積)

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
件 数(件)	83 うち 新規設定 69 再設定 14 変更 0	70 うち 新規設定 45 再設定 25 変更 0	71 うち 新規設定 45 再設定 26 変更 0
面 積(㎡)	176,918 うち 新規設定 138,334 再設定 38,584 変更 0	135,266 うち 新規設定 82,191 再設定 53,075 変更 0	127,732 うち 新規設定 92,627 再設定 35,105 変更 0

カ 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の要請件数

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
件 数(件)	6	6	1

※令和５年度、６年度は農地中間管理事業による農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見審議件数

キ 農業振興地域整備計画変更に対する農業委員会の意見審議件数

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
件 数(件)	5	8	1

ク 地域計画の変更に対する農業委員会の意見審議件数

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
件 数(件)	-	-	1

ケ 非農地判断に係る審議件数

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件 数(件)	44	32	32
筆 数(筆)	3, 066	2, 354	3, 598
面 積(㎡)	1, 337, 617	694, 775	758, 276

(3) 総会における報告件数

ア 農地法第 3 条の 3 に係る届出件数

(相続等により農地を取得した場合の届出)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件 数(件)	118	172	165

イ 農地法第 4 条に係る届出件数

(市街化区域内の自分の農地を農地以外に転用する場合の届出)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件 数(件)	59	42	55
面 積(㎡)	14, 619	6, 209	10, 479

ウ 農地法第 5 条に係る届出件数

(市街化区域内の農地を農地以外に転用する目的で、売買・賃貸借等する場合の届出)

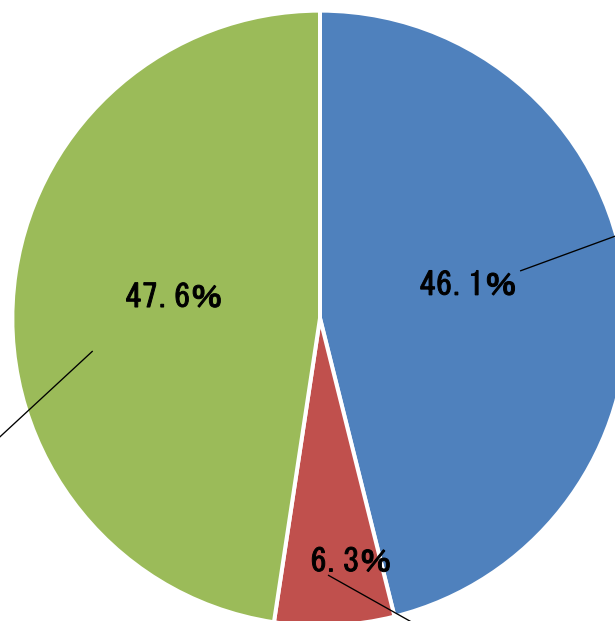
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件 数(件)	61	39	45
面 積(㎡)	31, 969	12, 459	15, 844

エ 非農地証明書交付願件数

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件 数(件)	2	2	0
面 積(㎡)	195	152	0

(4) 管内農地（令和8年3月31日現在）

管内農地	
面積	筆数
5,081.7 ha	129,122 筆



耕作中の農地	
面積	筆数
2,341.5 ha	53,698 筆

山林化した農地	
面積	筆数
2,420.9 ha	68,031 筆

遊休農地	
面積	筆数
319.4 ha	7,393 筆

※割合は、面積に対するもの

6 農地等の利用の最適化の推進

農地等の利用の最適化の推進は、農地法に基づく許可事務と併せて農業委員会の必須事務として位置付けられており、農業委員及び農地利用最適化推進委員が地域の農業者からの相談対応や集落の話し合いにおける中心的な役割を担うほか、農地中間管理機構等の関係機関と密接に連携しながら、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」のための活動を積極的に行っている。

令和8年度は、令和6年度に策定した「地域計画」の実現及びブラッシュアップを図るため、昨年度に引き続き「農家への声掛け活動」を日常活動の柱と位置づけ、将来の農地利用に対する意向や課題の把握、新規参入者への貸付同意の聴き取り調査を実施する。

(1) 担い手（認定農業者や認定新規就農者等）への農地利用の集積・集約化

認定農業者や認定新規就農者等の担い手が年度末時点で所有している農地面積

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
面 積	341.6 ha	337.3 ha	350.4 ha

【令和8年度の活動計画】

- ・JA や長崎県、長崎市、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、「地域計画」に沿った農地中間管理事業を推進する。
- ・「農家への声掛け活動」により農業者や農地所有者の意向を把握するとともに、集落の懇談会に参加し、中心的な役割を担う。

(2) 遊休農地の発生防止・解消

年度末時点での遊休農地面積

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
面 積	309.1 ha	314.6 ha	319.4 ha

【令和8年度の活動計画】

- ・農地の利用状況について調査を実施し、判明した遊休農地の所有者に対し農地制度の周知を図るとともに、農地中間管理機構への貸付を促すなど必要な指導助言を行う。
- ・再生困難な農地については速やかに非農地判断を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 新規参入の促進

農地の権利移動を伴う新規参入の状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規参入者数	12 経営体	6 経営体	14 経営体
新規参入者が取得した農地面積	4.7 ha	1.7 ha	6.3 ha

※経営体とは、「個人経営体（個人、世帯）」や「法人経営体」等、農業を営む組織の単位。

【令和8年度の活動計画】

- ・関係機関と連携し、就農希望者や新規就農者への相談対応を行う。